平成２６年（フ）第１７８号
釧路市川北町５番38号　中島ビル４階401号室
債務者　スナックハピネスことスナックＨａｐｐｉｎｅｓｓこと　岩船　亜紀
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月25日午後１時
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１６８２号
横浜市保土ケ谷区権太坂３丁目９番２―507号
債務者　河村　房雄
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５５号
大分県中津市1951番地３
債務者　猫田　健司
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月22日午後１時40分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第５６号
大分県中津市1951番地３
債務者　猫田　倫子
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月22日午後１時40分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第４００号
岡山県倉敷市児島小川10丁目12番１―406号
債務者　近堂　明美
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５６号
釧路市鳥取北６丁目９番３号
債務者　合坂　太輔
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午前10時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第３３３号
岡山市南区万倍176番地４シャンポール万倍Ａ棟103号室
債務者　成貞　竜也（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３７８号
岡山県瀬戸内市邑久町豊安165番地１、旧住所岡山県瀬戸内市邑久町山田庄366番地１サンシャイン邑久101
債務者　山本　幸伸
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３２号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東1257番地５
債務者　大坪　伸一
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月９日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第４９３号
静岡市葵区大岩４丁目28番７号
債務者　杉山　尚好
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２５年（フ）第１１６４８号
東京都杉並区高円寺南１丁目１―11　第１大野荘、開始決定時の住所埼玉県さいたま市北区東大成町２丁目277―13　ラポールタイヨー５―201
破産者　堀　　政臣
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０４４号
神奈川県横浜市青葉区鴨志田町564番地15エクレール金子203
破産者　株式会社ハーベスト
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３４２号
神奈川県横浜市瀬谷区下瀬谷２丁目10―12　カスターノⅢ202、開始決定時の住所神奈川県横浜市旭区市沢町815―13
破産者　石神　伸一
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５６７号
千葉県千葉市若葉区高品町1593―７　ＣＩＴＹ50―103号、開始決定時の住所千葉県千葉市中央区中央港１丁目26―28―1309
破産者　小山　隆史
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８６５号
神奈川県相模原市中央区矢部１丁目11番16―806号、住民票上の住所東京都八王子市元横山町２丁目５―21―303
破産者　石原　　誠
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８９８号
東京都練馬区豊玉中１丁目８―１、開始決定時の住所東京都渋谷区大山町24―18―101
破産者　千葉登之弥
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部